

# 議 事 録

## 第 18 期名護市農業委員会 第 5 回 総 会

令和 6 年 1 月 26 日 (金)

名護市農業委員会 第5回総会

開催日時 令和6年1月26日(金) 午前10時00分～11時30分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	×	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	◎	5番	山城 秀樹	○	6番	仲村 正司	○
7番	前川 太輝	○	8番	伊波 實	×	9番	宮城 政喜	×
10番	宮城 二郎	○	11番	比嘉 政昭	×	12番	川野 圭輔	◎

(農地利用最適化推進委員)

13番	比嘉 勲	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	○
16番	呉屋 信竹	○	17番	平 智昭	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案 第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第22号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第25号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第26号 非農地証明願について  
 第27号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について  
 報告 農地法第3条許可の取消し願いについて

## (開会)

議長代理       これより総会を進めさせていただきます。議長がお休みのため本日の総会は2番（比嘉）が議長代理として進めさせていただきます。本日の議事録署名人は4番岸本委員、12番川野委員を指名致します。よろしくお祈いします。また、書記には事務局職員を指名いたします。  
では、これより「第5回名護市農業委員会総会」を始めます。

## (議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について)

議長代理       議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局         議案第21号農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月7件の申請となります。

整理番号1番 幸喜の1筆、登記地目は畑、面積は7,460㎡。

こちらは昨年（11月、第3回総会）、農地法第3条の買受適格として申請があり沖縄県国税事務所で公売が行われ売却が決定された法人の3条申請になっております。従事者2名、従事日数は本人150日、役員150日、申請理由は規模拡大、予定作物はリュウゼツランとなっております。

整理番号2番 振慶名の2筆、登記地目は畑、合計面積3,198㎡。従事者2名、従事日数は本人300日、妹100日。規模拡大のための3条有償移転。予定作物はパイヤとなっております。

整理番号3番 中山の1筆、登記地目は畑、面積3,501㎡。従事者1名、従事日数200日。規模拡大のための3条有償移転。予定作物は島らっきょうとなっております。

整理番号4番 中山の2筆、登記地目は畑、合計面積は6,909㎡。従事者1名、従事日数は250日。規模拡大のための3条有償移転です。予定作物は島とうがらし・コーヒーとなっております。

整理番号5番 勝山の6筆、登記地目は畑、合計面積7,904㎡。従事者1名、従事日数は280日。新規就農のための3条有償移転。予定作物はトマト一ヨとなっております。

事務局 整理番号6番 久志の1筆、登記地目は畑、面積738㎡。従事者2名、従事日数は、本人90日、妻150日。新規就農のための3条有償移転。予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号7番 運天原の1筆、登記地目は畑、面積1,586㎡。従事者1名、従事日数は160日。新規就農のための3条無償移転。予定作物はサトウキビとなっております。

今月の農地法第3条の規定による許可申請については以上となります。

議長代理 農地法第3条第1項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 整理番号1番について、昨年の11月総会時のお話では、本人自身は県外から月2回通って様子を見ながら農業に従事するとのことだったと思いますが、可能でしょうか。

事務局 まず、沖縄で従業員を1人雇用するというお話ですが、この法人自体は県外で営農の実績があり、県外ではシルバー人材センターから雇用しながら営農しているとのこと、名護の方でも同様の方法で営農を考えているとのことでした。ただ、水が使えないという話もあったのですが、これについても買受適格の申請をした際に本人から公民館にも相談をして承知しているとのことでしたので、計画の内容としては問題ないと思います。今後の経過として、利用状況調査等を通して営農状況の確認をしていく必要があると考えております。

委員 わかりました。

議長代理 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてほかに質疑はございませんか。

委員 なし

議長代理 異議なしでありますので議案9号農地法第3条第1項の規定による許可申請について1番から8番について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 22 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長代理 議案第 22 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 22 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月 2 件申請がございます。

事務局 整理番号 1 番 中山の一筆、地目畑、面積 991 m<sup>2</sup>、共同住宅の申請となっております。当初の計画では駐車場の予定で現在も駐車場として利用されていますが、北部地区テーマパークの従業員宿舎の計画があり、共同住宅の建築をしたいとのことでしたが、地目が畑のままだったので、今回事業計画変更の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地が 0.1ha となっております。

整理番号 2 番につきましては、農地法第 5 条と同時申請となっているため、後ほど 5 条と併せてご説明させていただきます。以上です。

議長代理 議案第 10 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について質疑はございませんか。

委員 なし

議長代理 異議なしでありますので只今事務局より説明のありました、整理番号 1 番について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 23 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長代理 議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、5 件申請がございます。

事務局

整理番号 1 番 為又の 4 筆、地目は田、合計面積 1,114 m<sup>2</sup>、転用目的は共同住宅です。農地区分は第 2 種農地、一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 2 番と 3 番をまとめて説明いたします。

整理番号 2 番 伊差川の 1 筆、地目は田、面積 15 m<sup>2</sup>、転用目的は整理番号 3 番の共同住宅のための通路です。農地区分は第 2 種農地、一団の農地は 0.3ha となっております。

整理番号 3 番 伊差川の 2 筆、地目は田、合計面積 1,128 m<sup>2</sup>、転用目的は共同住宅です。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.3ha となっております。

整理番号 4 番 饒平名の 1 筆、地目畑、面積 318 m<sup>2</sup>のうち 187.76 m<sup>2</sup>、転用目的は一般住宅です。始末書付きの案件となっております。こちらは交番と一般住宅が同じ一筆の土地に建っており、交番については県が行う事業のため転用の許可は不要ですので今回は現況証明の手続きを案内しており、残りの住宅部分について今回、内面積での申請としております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha となっております。

整理番号 5 番 宮里の 1 筆、地目畑、面積 359 m<sup>2</sup>、転用目的は進入路です。こちら既に進入路として整備されているため始末書付きの案件となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。

議長代理

議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員

なし

議長代理

異議なしでありますので只今事務局より説明のありました、整理番号 1~5 番の 5 件を可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし

(議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長代理

議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 6 件の申請となります。

事務局 整理番号 1 番、伊差川の 1 筆、地目畑、面積 78 m<sup>2</sup>。転用目的は庭園および菜園で所有権移転での申請となっております。こちらの案件は事変の整理番号 2 番と同時申請になっており農地区分は第 2 種農地、一団農地 9.8ha となっております。

整理番号 2 番、宇茂佐の 1 筆、地目田、面積 835 m<sup>2</sup>。転用目的は事務所兼駐車場で所有権移転での申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha となっております。

整理番号 3 番、山入端の 1 筆、地目畑、面積 193 m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場で所有権移転での申請となっております。道路向かいの原野にホテルを建設予定で、そのホテルのための駐車場の計画とのことです。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.1ha となっております。

整理番号 4 番、天仁屋の 1 筆、地目畑、面積 973 m<sup>2</sup>のうち 88.57 m<sup>2</sup>。転用目的は工事用仮設基地で使用貸借での申請となっております。基地局については許可不要の案件なのですが、今回基地局の増設工事のための資材置き場としての一時転用の申請になっており、工事完了後は原状に戻す復元計画書も提出されております。農地区分としては農振農用区域となっております。

整理番号 5 番、屋我の 1 筆、地目畑、面積 474 m<sup>2</sup>。転用目的は資材置き場での所有権移転での申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地 0.4ha となっております。

整理番号 6 番、済井出の 2 筆、地目畑、面積 1,953 m<sup>2</sup>。転用目的は一般住宅 4 棟の計画での所有権移転での申請となっております。農地区分は第 1 種農地となり原則としては転用不可能なのですが、第 1 種農地の例外規定「集落接続」として十戸以上の住宅が連なる「十戸連垣」が適用され、間に川があることについても県に確認を取ってありまして、今回は集落接続を認めることが出来るとのことでした。

以上 6 件、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請となります。

議長代理 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 整理番号 4 番について、一時転用後に復元されたかどうかのチェック体制はどうなっていますか。

事務局 復元完了後の写真を撮って提出してもらうことになります。

委員 それは写真だけでの確認ですか。書面だけで現地に行ったりはしないんですか。提出されたものを全て信じて終わりなのですか。

事務局 地主からも確認をしてもらいます。

委員 地主も了解しているからということで、そのまま砂利を入れたままにしているところもあります。一時転用の復元後は現地まで行って確認した方がいいのではないですか。

事務局 今後、検討させていただきます。

議長代理 今の問題は大きいですが、農業委員会としても現地調査などで確認していくとかしたほうがいいかもしれません。地主ときちんと話をさせて、復元をしてもらわないと困るということで委員会として話をしたほうがいいかもしれません。

委員 借りる前の状態に戻すってことですよね。畑の真ん中に砂利が敷かれたままでも誰も文句言えない状況だと農地としては利用できないと思います。

事務局 わかりました。

委員 第 1 種農地の 10 戸連坦について、水利事業が入っているところもそれに該当するのですか。

事務局 第 1 種農地の場合、周辺の農地の状況として 10 戸連坦に該当していれば水利事業が入っているところでも可能ということになります。



委員           この受け人の方が1階建てを4棟建てるということで、この方が住むのですか。

事務局           この方の家族が今は遠くにいらっしゃって、それぞれ1棟ずつ住まわれるとのことです。

委員           事業としてではないということですか。

事務局           そうです。一般住宅になります。

議長代理       よろしいでしょうか。議案第24号と、併せて諮られた議案第22号事業計画変更については、すべて可とします。

委員           異議なし

**(議案第25号 農用地利用集積計画の意見決定について)**

議長代理       議案第25号 農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局           令和6年1月19日付け名護市長より農業委員会会長宛てに「農用地利用集積計画の決定について(依頼)」がございます。

今回利用権設定者が譲渡人6名、譲受人5名となっております。詳細につきましては担当より説明いたします。

農地係           整理番号1番・2番 饒平名の2筆。所有権移転、予定作物はパイ  
ン。再設定43歳。従事予定者1名、従事日数250日従事予定です。

整理番号3番 許田の1筆、所有権移転、予定作物は野菜・果実。新規48歳。従事予定者1名、従事日数250日従事予定です。

整理番号4番・5番 古我知の土地、所有権移転、予定作物はアレカヤシ。58歳。従事予定者1名、従事日数250日予定です。

整理番号6番 屋部の土地、10年間の使用貸借権、予定作物はスナップエンドウ。この土地に関して新規37歳。夫婦2人で250日従事予定。

農地係 整理番号7番～9番、天仁屋の土地、所有権移転。予定作物はサトウキビ。新規42歳。本人と農業補助者1人の合計2人で150日従事予定です。

以上9件の農地利用集積計画の意見決定についての報告となります。

議長代理 議案第25号農用地利用集積計画の意見決定について質疑はございませんか？

委員 なし

議長代理 質疑がないようですので、議案第25号についてすべて可とします。

#### (議案第26号 非農地証明願について)

議長代理 議案第26号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号非農地証明願について。案件は今月4件ございます。詳細は担当より説明お願い致します。

事務局 整理番号1番 為又の1筆、面積合計4,835㎡。非農地の理由として、申請地は山林化し農地としての利用は困難であるとのことでした。現地調査の報告を調査員をお願いします。

調査員 現地調査の結果としまして、写真を見るとおり山林化しており農地としての利用は困難であると判断しました。

議長代理 ただいまの案件について質疑はありますでしょうか。  
無いようですので、これを可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 整理番号2番 山入端の1筆、面積254㎡。非農地の理由として、申請地は40年以上前から耕作されておらず山林化しており、農地としての利用は困難であるとのことでした。現地調査の報告を調査員お願いしま

す。

調査員 現地調査の結果としまして、写真を見るとおり原野化しており非農地相当と判断しました。

議長代理 写真の中の赤土の裏の方、山の方になります。

議長代理 ただいまの案件について質疑はありますでしょうか。

委員 山林もそうなのですが、どこまでになれば非農地となるのでしょうか。ユンボが入れるかどうか、とかですか。最初の為又の4月当時の状況との違いは何でしょうか。

事務局 ユンボが入れるとかだけでなく、全体として木が生い茂っているなどの状態が山林という判断がされます。1番の為又の案件は、4月当時の時点でも木はまばらに生えており、全体的に平坦な土地であったため非農地とは認められませんでした。

議長代理 他に質疑はありますでしょうか。無いようですので、証明可とします。では、3番お願いします。

事務局 整理番号3番 瀬嵩の2筆。面積は合計で1,144㎡。非農地事由は40年以上前から耕作されておらず、農地としての利用は困難であるということでした。現地調査の報告を調査員お願いします。

調査員 現地調査をしたのですが、ここは傾斜地というより崖に近いような急斜面でなぜここが農地なのかと思う程でした。地主さんに聞いたところ、以前この地主が正月の帰省の際に子供達にミカン狩りをさせるためにミカン木を植えたりしていたようですが、その地主さんも亡くなって40年以上何も耕作していないということでしたので、非農地と認めてよいのではないかと判断しました。

議長代理 ただいまの案件について質疑はありますでしょうか。無いようですので、これを可としてよろしいでしょうか。

事務局 整理番号4番 瀬嵩の2筆、面積は合計で1,101㎡。非農地の事由

は、申請地は 40 年以上耕作されていない傾斜地で農地としての利用は困難である、とのことでした。現地調査の報告を調査員お願いします。

調査員           ここも崖の方にあり 40 年以上手つかずの状態で大木となっており、農地としての利用は困難であると判断しました。

議長代理       ただいまの案件について質疑はありますか。  
無いようですので、これを可としてよろしいでしょうか。

委員           よし。

議長代理       可とします。

**(議案第 27 号 農用地利用促進計画案に関する意見決定について)**

議長代理       次に議案第 27 号農用地利用促進計画案に関する意見決定について事務局から説明をお願いします。

事務局           議案第 27 号農用地利用促進計画案に関する意見決定について、こちら今回から初めて議案として上がっています。農用地利用促進計画について説明をしますが、依頼文が 2 枚あるのは、1 枚が会長宛て、もう 1 枚が職務代理宛てとなっております。職務代理宛てとなっているものは、会長が当事者として上がっている案件になります。説明は農地係より行います。

農地係           はい。今回から農用地利用促進計画案について、意見決定という形を取らせていただいております。12 月までは報告という形で行っていましたが、公社に改めて確認したところ、利用権と同様に意見決定という形でのことでしたので、年度途中ではありますが変わりましたのでご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

促進法の計画案ということですので、1 つ 1 つを説明したうえで現地調査に行って頂いた委員さん、推進委員さんからも報告をしていただきながら進めたいと思います。

整理番号 1 番 許田の土地、賃貸借で品目は野菜ということになっております。受け手に関しては 2 名で 250 日従事ということになっております。こちらの現地調査の報告を担当地区の委員の方をお願いします。

委員 受け手の方の説明をします。受け手さんは人・農地プランでは喜瀬・幸喜・許田地区での中心経営体に位置づけられております。農業形態は菊を中心に野菜との複合経営ということになります。就農 30 年以上の兼業農家です。今回は中間管理機構における賃借の更新ということになります。

農地係 整理番号 2 番 饒平名の土地、賃貸借、品目はパイナップル。1 人で 250 日従事予定です。この方も中間管理機構の更新ということになります。こちらは現地調査に行っていた 9 番宮城政喜委員がお休みということなのですが、現地でのお話としては土地の利用形態としては無農薬農法ということで少し荒れた感じに見えるというご指摘はいただいております。近隣で同じ品目をされている委員の方ご意見を願います。

委員 見た目は確かに荒れているように見えますが、本人はとても熱心に取り組み、結構な広さの土地をやっています。ここで一旦リセットしてきちんと営農していきたいということで、私の方でもサポートをして育てていきたいと思っています。

農地係 この案件については、無農薬農法でありながらも、除草についても私達とも相談をしながら今後進めていこうということになっております。

整理番号 3 番 饒平名の土地、賃貸借。品目はスイートコーンとカボチャ、1 人で 250 日従事となっております。こちらも担当地区の委員の方からご説明をお願いします。

委員 受け手の方は現在屋我地の方と一緒に仕事をしておりますが、今後、この辺の 3 筆をすべて任せようと思っており、人・農地プランにも上げております。

議長代理 議案第 27 号について、質疑があればお願いします。  
なければ、可とします。よろしいでしょうか。

委員 よし。

(報告 農地法第 3 条許可申請取消し願いについて)

議長代理 次に農地法第 3 条許可申請取消し願いについての報告を事務局から説明お

願います。

事務局

農地法第3条許可申請取消し願いが1件報告させていただきます。

整理番号1番、稲嶺と真喜屋のそれぞれ1筆、合計面積が1,800㎡。  
所有権移転の申請が平成29年7月31日に出されておりますが、当初の  
売買契約がなくなったとのことで、取消願いが出されております。

報告は以上です。

(閉会)

議長代理

以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。

これをもちまして、第5回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長代理(比嘉清隆)

比嘉清隆

署名委員(岸本信子)

岸本信子

署名委員(川野圭輔)

川野圭輔